

発熱診療等医療機関向けの通知ですが
全医療機関へお送りしています。

令和4年1月25日

発熱診療等医療機関各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰

発熱診療における新しいスキームについて

日頃より、発熱診療等医療機関としてコロナ対応にご尽力いただき有り難うございます。

さて、昨晚、神奈川県医療危機対策本部室感染症対策グループより送られてきました資料のなかで、「資料2_220120_オミクロン株による感染急拡大への対応 v1. pdf」がございました。

このなかの、以下の部分①は鎌倉保健福祉事務所に確認し、運用して良いとのことで、両親が先週末に陽性となり、日曜日から熱が出ている乳児の方を新型コロナウイルス感染者として本日保健福祉事務所に報告し、HER-SYS 入力をいたしました。

同様に、昨日母と弟が陽性、本日父が陽性となり、微熱、鼻汁、咽頭痛の姉2名（11歳、6歳）も検査をせず、**みなし陽性者**としてHER-SYS・報告としました。

また、クラスター化している保育園の園児が無症状ながら自宅で抗原検査陽性であった事例も同様に処理をいたしました。

検査で確定して行くことが基本ですが、キット不足や業務負荷の軽減のため、医療機関各位におかれましても、この方策を柔軟に運用していただきますようよろしくお願いいたします。

また、②につきましても同様と考えられます。

① 医療機関の検査負担を軽減するための方策

次の場合は医療機関による確定検査を省略できることとすることで、
発熱診療等医療機関の役割を、入院判断と治療管理に寄せていく

1. 無料検査事業所で発行された陽性証明書を持参した場合（PCR、抗原定量＞抗原定性）
2. 家庭用の抗原検査キットでセルフテストした際の陽性反応が分かるものを持参した場合
3. 家庭内に療養中の陽性者がいる場合

② 濃厚接触者の取り扱い

勤務を続ける医療従事者：毎日PCR検査を行い、6日まで陰性で無症状なら、
7日目から解除

社会的機能維持者：5日間は外出自粛

（医療従事者も含む）

6日目 PCR/抗原定量 陰性

7日目より観察解除

6日、7日目連続で抗原定性 陰性

8日目から観察解除

みなし陽性について

検査負担を軽減するための策です。
保険証確認と診療は必ずしてください。